

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年9月29日（金）

報道関係者各位

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 中前 英人 室長補佐 平井 裕弥
	電 話：073-488-1170

県内初！

きのくに信用金庫 を「プラチナくるみんプラス」認定！ 10月6日（金）、認定通知書交付式を行います

和歌山労働局（局長 松浦 直行）は、きのくに信用金庫（和歌山県和歌山市：理事長 田谷 節朗）を、県内で初となる「プラチナくるみんプラス」企業として認定しました。

つきましては、下記により、認定通知書交付式を開催いたします。

日 時： 令和5年10月6日（金）14:00～

場 所： きのくに信用金庫 本店

（和歌山市本町二丁目38番地）



次世代認定マーク
（プラチナくるみんプラス）

※取材・撮影をお受けします。（事前登録のお願い）

取材にお越しいただける場合は、お手数ですが、交付式前日の **5日（木）10:00までに**、右上記載の担当（中前または平井）あて、ご連絡をお願いします。

「プラチナくるみんプラス認定」とは

男女の育児休業取得実績、所定外労働削減のための措置等の認定基準を満たした「**プラチナくるみん認定**」（**優良な子育てサポート企業**）であることに加えて、不妊治療のための休暇制度、両立支援制度の導入や労働者の理解を促進するための研修の実施など、4項目の認定基準を満たした場合に、**優良な子育てサポート企業であることにプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業**として「**プラチナくるみんプラス認定**」を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを商品、広告などに表示することができ、企業イメージの向上などが期待できるほか、ハローワークの求人票などにも認定マークを掲載できるので、優秀な人材の採用・定着にもつながります。

<添付資料>

1. プラチナくるみんプラス認定基準達成状況
2. 和歌山県内認定企業名一覧（令和5年9月5日現在）
3. プラチナくるみんプラス認定基準

きのくに信用金庫

【認定日】 令和5年9月5日

【事業所概要】

- ・所在地：和歌山市
- ・業種：金融業
- ・労働者数：794人（うち女性371人）
- ・<https://www.kinokuni-shinkin.jp>



次世代認定マーク
(プラチナくるみんプラス)

特例プラス認定基準の達成状況

	認定基準(抜粋)	達成状況
認定基準 5	公表前事業年度又は公表前々事業年度において、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。	◎達成◎ ・公表前事業年度：41% ・公表前々事業年度：61%
認定基準 6	公表前事業年度又は公表前々事業年度において、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること。	◎達成◎ ・公表前事業年度：100% ・公表前々事業年度：100%
認定基準 7	3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。	◎達成◎ ・小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定外労働の制限、短時間勤務制度あり
認定基準 9	次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。 ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ・定時退庫実施の奨励（月平均3回以上） ・連続休暇年1回もしくは年2回の全員取得 ・時間単位での年次有給休暇制度の導入（令和2年度より） ・リフレッシュ休暇の取得促進（半期ごと3日）
認定基準 12～15	・不妊治療のための休暇制度等を設けていること。 ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を示し、講じている措置内容とともに周知していること。 ・不妊治療と仕事との両立に関する研修等を実施していること。 ・不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（両立支援担当者）を選任し、社内に周知していること。	◎達成◎ ・不妊治療のための休暇制度、半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度あり ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を金庫ホームページ等へ掲載し、全労働者に向けた研修を実施 ・両立支援担当者を選任し、すべての労働者に周知している

認定基準1～16をすべて満たし、プラチナくるみんプラス認定を取得



プラチナくるみんプラス認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	きのくに信用金庫	和歌山市	2023

プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	太洋工業株式会社	和歌山市	2018
2	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2018
3	きのくに信用金庫	和歌山市	2019

くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	社会福祉法人皆楽園	岩出市	2010
2	太洋工業株式会社	和歌山市	2012、2014
3	株式会社 松源	和歌山市	2013
4	社会福祉法人 和歌山つくし会	岩出市	2013
5	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田川町	2013、2016
6	社会福祉法人愛光園	かつらぎ町	2013
7	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2013、2016
8	医療法人誠佑記念病院	和歌山市	2014
9	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市	2014
10	社会福祉法人黒潮園	新宮市	2014
11	紀陽情報システム株式会社	和歌山市	2014
12	株式会社タカショー	海南市	2014
13	きのくに信用金庫	和歌山市	2016
14	社会福祉法人 紀伊松風苑	和歌山市	2018
15	株式会社オークワ	和歌山市	2019
16	株式会社駒場工務店	日高川町	2019
17	株式会社インテリックス	和歌山市	2020
18	セイコーメディカル株式会社	和歌山市	2020
19	医療法人 藤民病院	和歌山市	2021
20	社会福祉法人寿敬会	和歌山市	2022
21	社会福祉法人美熊野福社会	新宮市	2022
22	社会福祉法人順風会	和歌山市	2022
23	新中村化学工業株式会社	和歌山市	2022
24	株式会社農業総合研究所	和歌山市	2023
25	株式会社松谷佛具店	橋本市	2023
26	株式会社アワーズ アドベンチャーワールド	白浜町	2023

プラチナくるみんプラス認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと(※1)。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。



(1) 計画期間(※2)における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用したものがない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせ計算したときに、男性の育児休業取得率が30%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を療育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

- 6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

- 7 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
 - (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

9 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

①所定外労働の削減のための措置

②年次有給休暇の取得の促進のための措置

③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1)子を出産し女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。

(2)子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば基準を満たす。

11 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

12 次の(1)及び(2)の制度を設けていること。

(1)不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。)

(2)不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

13 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

14 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

15 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者(両立支援担当者)を選任し、社内に周知していること。

16 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(※1)プラチナくるみん認定を受けている事業主は一般事業主行動計画の策定等が免除されます。

(※2)プラチナくるみん認定を受けている事業主は認定基準5～11について公表前事業年度又は公表前々事業年度の状況を確認します。